

社会福祉法人生駒市社会福祉協議会善意銀行運営要綱

(趣旨)

第1条 社会福祉法人生駒市社会福祉協議会善意銀行（以下「善意銀行」という。）は、地域住民の社会福祉に関する理解と関心を深めることに努め、広く人々の預託を受けて、これを効果的に社会に還元するとともに、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(役員)

第2条 善意銀行に頭取1名、常務取締役1名、取締役7名、監事2名を置く。

2 頭取は社会福祉協議会会長をもってあてる。

3 常務取締役は社会福祉協議会事務局長をもってあてる。

4 取締役及び監事は、社会福祉協議会の役員をもってあてる。

(職務)

第3条 頭取は、善意銀行を代表し運営を統括する。

2 常務取締役は、頭取の命を受けて常務を処理する。

(取締役会)

第4条 銀行に取締役をもって構成する取締役会を置く。

2 取締役会は、銀行の適正な運営を図るため次の事項を審議議決する。

(1) 事業計画

(2) 事業報告

(3) 善意の払い出し

(4) その他頭取において必要と認めた事項

(任期)

第5条 役員任期は2年とする。ただし補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

(預託)

第6条 銀行は、善意による金品等の預託を受けた場合は、次の各号に掲げる預託口座を設けて登録する。

(1) 金銭口座

(2) 物品口座

- 2 預託の申し込みがあったときは、前項の預託登録簿に登録し、適正な処理をする。
- 3 払い出しは預託者の意向を十分考慮し決定する。
- 4 前項のほか、払い出し先を指定して預託されたものについては、預託者の意志に従い払い出しするものとする。

(会計年度)

第7条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第8条 この要綱に定めるもののほか、善意銀行の運営に関し必要な事項は取締役会に諮り頭取が定める。

附 則

この規程は、平成7年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。